

樹木管理に係る合意形成の進め方（例）

参考資料

■具体例

陸上競技場の外構を壊している樹木の場合

STEP1

指定管理者は、ゾーニング図のゾーン区分に基づき樹木を管理

施設ゾーンにおける樹木管理の手法…「施設運営に支障となる樹木は適切に管理する」

→指定管理者は、日々の管理において、その樹木により施設運営への支障や利用者への危険が生じていないかチェックする。

支障や危険性があると判断される場合には、適切な樹木管理方法を検討し、立案する。



STEP2

区分に基づき合意形成

このケースは『特別な維持管理』には該当しないため、『日常の維持管理』として合意形成を進める。

合意形成の手法

協議の場※1において伐採について説明・相談※2

計画を公開し、広く意見募集
(HP/SNS/看板)

STEP3

情報発信

合意が得られた後、工事着手前段階においても情報を発信する。
※1ヶ月前目途

情報発信の手法

- ・指定管理者HPでの告知
- ・SNSによる告知
- ・紙媒体による告知
- ・現地看板の設置

伐採が適切と判断

伐採の実施

※1...管理運営協議会、みんなのみらいミーティング

※2...突発的なものを除き、伐採を計画した樹木については、年度当初等にまとめて説明・相談することを想定